

《障がいグループホームの感染防止対策について》

厚生労働省のマニュアルに沿って、感染防止対策の徹底・強化し、各部、拡大防止に努めてまいります。

※職員

●感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めます（手洗い・うがい・アルコール消毒・マスク着用・記録）

●職員は、同居人を含み、出勤前の体温計測および、体調不良時の申し出を徹底し、管理者が確実に把握することとします。

（職員及び同居者が37.5度以上の発熱がある場合は、出勤を停止し、体調不良等がある場合は、出勤しないを原則とします。）

○夜勤者・世話人についても同様。さらに、出勤前の体調不良（37.5度以下でも）がある場合は、事前に連絡を入れてもらい、出勤の有無を確認しています。

出勤時グループホーム玄関で体温計測、消毒をおこなっています。その際37.5度以上の発熱がある場合はその日の業務にはいってもらいません。

また、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤停止とします。

●職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底していきます。

●手洗い・消毒の徹底は当然ですが、公共交通機関での通勤時は、マスクの着用を義務付けています。また、業務中においても、マスク着用を原則とします。

※利用者

●感染の疑いについて、より早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意します。

○食事は、密接をさけるためできるだけ各自居室にてとってもらっています。

○毎朝の体温計測、帰宅時の手洗い・うがい、アルコール消毒、外出時のマスク着用などできるだけ行えるようにしています。

○入浴前には必ず体温測定を行っています（1日最低2回（朝夕）は体温測定を行っています）。

※その他

○グループホーム内のアルコール消毒（ドアノブなど共有で触れる箇所）と適宜換気を行っています。

●施設と取引がある、委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うこととし、施設内に立ち入る場合については、体温計測、マスクの着用、消毒、面会簿へ記録について徹底いたします。

●面会及び施設への立ち入りについて

面会については、感染経路の遮断という観点から、以下のように、面会の制限をお願いいたします。（不要不急の外出を控えるようにとあるように、各自ご判断いただきます）

面会される場合は、体温計測・マスクの着用・消毒・記録の実施後、それぞれの個室にての面会と、短時間での面会をお願いいたします。また、発熱が認められる場合には面会をお断りいたします。

●もし、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、面会簿・立ち入りに関する記録を徹底します。

また、直近2週間の勤務表、施設内に入出入りした、ご家族等の記録は、調査のための報告として、提出することをご了承ください。

皆さまにおかれましては、大変ご負担をおかけいたしますが、当法人も更なる対策を講じながら、継続運営できるよう努力してまいりますので、引き続き、感染防止へのご協力とご理解をお願いいたします。